

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00033 沿革 <u>平成 24 年 9 月 24 日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）第 <u>38</u> 条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）第 <u>35</u> 条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p> <p>第 1 条 ～ 第 31 条 （略）</p> <p><u>（様式及び提出書類に係る特例）</u> 第 <u>32</u> 条 約款（貸付金債権等）第 2 条第 2 号ハに該当する貸付金債権等の取得に係る保険契約にあつては、<u>第 2 条から第 29 条の規定にかかわらず、日本貿易保険の認めた様式及び提出書類による申込み、申請、請求、通知、報告、委任及び誓約を認めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00033 沿革 （略）</p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）第 <u>37</u> 条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）第 <u>35</u> 条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p> <p>第 1 条 ～ 第 31 条 （略）</p>	